

令和元年10月8日  
区民部区民課

## 江東区印鑑条例の一部を改正する条例について

### 1 改正の理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）が平成31年4月17日公布されたことに伴い、江東区印鑑条例の整備を図る必要が生じたため、条例改正を行う。

### 2 改正の概要

住民票の記載事項に旧氏きゅううじ（旧姓）が加えられたことに伴い、印鑑登録原票の登録事項に旧氏を追加し、印鑑登録、印鑑登録証明書への旧氏の併記を可能とする改正を行う。

### 3 施行期日

令和元年11月5日

江東区印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 外国人住民が住民票の備考欄に記録されている<u>氏名</u>の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記</p> <p>第9条～第14条 (略)</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏</u>(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 氏名(<u>氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調整する住民票にあつては、記録。以下同じ。))がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録されている場合にあつては氏名及び当該通称)</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載がされている氏名</u>の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記</p> <p>第9条～第14条 (略)</p>

第 15 条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 氏名、氏又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)があつたとき。

(6)～(7) (略)

第 16 条～第 22 条 (略)

(加える)

第 15 条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 氏名、氏 (氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。) 又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)があつたとき。

(6)～(7) (略)

第 16 条～第 22 条 (略)

附 則(令和元年条例第 号)

この条例は、令和元年 11 月 5 日から施行する。